

中央教育審議会の会議の運営について（案）

〔 令和七年 月 日
中央教育審議会申し合わせ 〕

中央教育審議会は、会議の運営に関し、次のように申し合わせる。

第 1 文部科学大臣は、中央教育審議会運営規則（令和七年 月 日中央教育審議会決定）

第 3 条第 2 項の表の下欄に掲げる事項については、中央教育審議会（以下「審議会」という。）の会議を経ないで諮問することができる。

第 2 文部科学大臣は、前項の方法により諮問するときは、あらかじめ、会長にその諮問の内容を報告するものとする。

第 3 文部科学大臣は、第 1 の方法により諮問したときは、速やかに、審議会にその諮問の内容を報告するものとする。

附 則

この申し合わせは、審議会の決定の日（令和七年 月 日）から適用する。